

水道管路劣化予測業務委託

プロポーザル実施要領

令和8年5月

玉村町上下水道課

## 第1章 総則

### 1. 目的

本要領は、水道管路劣化予測業務委託（以下「本業務」という。）を行う事業者には事業実施についての豊富な経験及び高度な専門知識が要求されることから、本業務の履行に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により厳正かつ公平に決定するために必要な事項を定める。

### 2. 業務範囲

本業務の業務範囲は、次の各号に掲げるとおりとし、詳細な内容は、別途公表する本業務仕様書に定めるものとする。

- (1) 設計協議
- (2) 管網データ整備
- (3) 老朽度評価
- (4) 成果品作成

### 3. 履行期間

履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月25日までとする。

### 4. 委託料上限額

委託料上限額の総額は、4,730,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

なお、本業務に係る提案価格は、委託料上限額を超えてはならない。

### 5. 契約に関する事項

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前金払 無

### 6. 事務局

〒370-1133

群馬県佐波郡玉村町大字上新田 1116-3

玉村町上下水道課施設計画係

担 当：阿部、本澤

T E L：0270-65-6691

E-mail：jyougesui@town.tamamura.lg.jp

HPアドレス：<https://www.town.tamamura.lg.jp/category/bunya/seikatsukankyo/josuido/>

## 第2章 プロポーザル募集要項

### 1. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。

なお、公告の日から契約締結日まで、参加資格要件のうち、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消す。

- (1) 自治令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 玉村町財務規則（平成12年規則第7号）第128条第1項の規定による本町の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされていない又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。
  - ①親会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条第2項の規定による会社等をいう。以下同じ。）と子会社（会社法施行規則第3条第1項の規定による会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
  - ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ③一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
  - ④一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (5) 玉村町の令和8・9年度競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (6) 地方公共団体等が発注するAI技術を活用した水道管路の劣化予測業務を元請として完了した業務実績を10件以上有すること。なお、地方公共団体等とは、地方公共団体、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に規定する企業団をいう。
- (7) 別途公表する本業務仕様書に掲げる業務を確実に履行できること。

### 2. プロポーザルの実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは、原則として表1のとおりとする。なお、スケジュール及びプレゼンテーションの実施方法を変更する場合は、参加申込者にこれを通知する。

表1 プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	期日・期間	手続方法等
実施要領の配布	令和8年5月8日（金）～	事務局ホームページ
質問書の受付	令和8年5月8日（金）～ 令和8年5月22日（金）	電子メール
質問書に対する回答書の公表	令和8年5月29日（金）	事務局ホームページ
資格審査提出書類の受付	令和8年5月8日（金）～ 令和8年6月2日（火）	持参又は郵送

資格審査結果の通知	令和 8 年 6 月 9 日 (火)	郵送
企画提案書等の受付	令和 8 年 6 月 9 日 (火) ~ 令和 8 年 6 月 23 日 (火)	持参又は郵送
プレゼンテーションの実施	令和 8 年 7 月 1 日 (水)	水道庁舎会議室
企画提案書等審査結果の通知	令和 8 年 7 月 8 日 (水)	郵送

### 3. 実施要領の配布

実施要領は、次のとおり配布する。

(1) 配布開始

令和 8 年 5 月 8 日 (金)

(2) 配布場所

事務局ホームページ

(3) 配布資料

①本実施要領

②提出様式一式

③本業務仕様書

### 4. 質問書の受付及び回答

(1) 1. 参加資格要件に記載されている要件を全て満たしている者の質問は、次の方法により受け付ける。

①受付期間

令和 8 年 5 月 8 日 (金) 9時から令和 8 年 5 月 22 日 (金) 17時まで

②受付方法

質問書(様式 8)を電子メールに添付し、事務局に送信すること。なお、送信後、必ず事務局まで電話連絡すること。

(2) 質問に対する回答は、次のとおり行う。

①回答予定日

令和 8 年 5 月 29 日 (金)

②回答場所

事務局ホームページ

### 5. 資格審査書類の受付

(1) 資格審査書類は、次の方法により受け付ける。

①受付期間

令和 8 年 5 月 8 日 (金) 9時から令和 8 年 6 月 2 日 (火) 17時まで

②受付方法

持参の場合の受付時間は、8時30分から12時まで及び13時から17時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)とし、事前連絡の上、持参すること。

郵送の場合は、書留郵便等の受領が確認できる方法により、受付期間内に事務局に必着するよう郵送すること。

なお、資格審査結果通知を受領するまで提出控えを保管すること。

### ③書類提出に係る留意事項

表 2 に示す書類を提出すること。なお、提出書類は、A4 サイズのファイルに縦長左綴じで作成し提出すること。

なお、企業実績を確認するための添付書類は、発注者の証明書の写し、契約書の写し（実績が確認できる部分の仕様書及び図面を含む。）、テクリス業務カルテの写し等の実績を確認できる書類を提出すること。

表 2 資格審査書類一覧

名 称	様 式	部 数
参加表明書	様式 1	正・副各 1 部
参加資格確認書等書類提出チェックリスト	様式 2	
参加資格確認書	様式 3	
企業実績確認書	様式 4	
企業実績確認添付書類	任意	

### (2) 参加に係る留意事項

①資格審査書類は、1 者につき 1 件しか提出できない。

②資格審査書類に基づき参加資格の確認を行った結果、参加資格を有しないと判断された応募者については、提出したその他の資料等については審査を行わない。

## 6. 資格審査結果の通知

提出された資格審査書類について審査を行い、企画提案書等提出者に選定された者には選定通知書を、選定されなかった者には非選定通知書を令和 8 年 6 月 9 日（火）までに発送する。

## 7. 企画提案書等審査書類の受付

(1) 企画提案書等審査書類は、次の方法により受け付ける。

### ①受付期間

令和 8 年 6 月 9 日（火）9 時から令和 8 年 6 月 23 日（火）17 時まで

### ②受付方法

持参の場合の受付時間は、8 時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）とし、事前連絡の上、持参すること。

郵送の場合は、書留郵便等の受領が確認できる方法により、受付期間内に事務局に必着するよう郵送すること。

なお、企画提案書等審査結果通知を受領するまで提出控えを保管すること。

### ③書類提出に係る留意事項

表 3 に示す書類を提出すること。なお、提出書類は、A4 サイズのファイルに縦長左綴じで作成し提出すること。

表 3 企画提案書等審査書類一覧

名 称	様 式	部 数
企画提案書等審査書類提出書	様式 5	正本 1 部、副本 4 部
企画提案書等審査書類提出チェックリスト	様式 6	
企画提案書	任意	
価格提案書	様式 7	正本 1 部

(2) 企画提案書作成に係る留意事項

- ①記述方法は、A4 縦長横書きを原則とする。
- ②文字の大きさは、10.5pt 以上とすること。
- ③表紙を作成すること。
- ④本業務仕様書及び第 3 章の表 5 の企画提案書等審査評価項目に対する提案内容について記述すること。
- ⑤文章を補完するためのスケジュール表、イメージ図、イラスト、写真等は使用しても良い。なお、スケジュール表等を作成する際は、A4 サイズに限らず A3 サイズとしてもよいが、その場合は A3 横長横書きを原則とし、A4 サイズのファイルに折り込んで綴じることができるように作成すること。
- ⑥表紙及びスケジュール表等を除き A4 用紙 15 ページ以内で作成すること。
- ⑦各ページ中央下には、ページ番号を振ること。(例：1/3、2/3、3/3)
- ⑧各ページ右肩には、資格審査結果通知書に記載してある提案識別記号を記入すること。  
(例：提案識別記号：A)
- ⑨提案者名を伏せて選定を行うため、記述に際して、企業名、ロゴ、住所、氏名等提案者が特定できるような内容は一切記述しないこと。

(3) 価格提案書に係る留意事項

- ①価格提案書(様式 7)は、「水道管路劣化予測業務委託価格提案書」と明記した封筒に封入し、印鑑で封緘すること。また、封筒裏面には、提案者の所在地及び商号又は名称を明記すること。
- ②価格提案書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

8. プレゼンテーションの実施

- (1) 提出された企画提案書の記述内容に関するプレゼンテーションを次のとおり実施する。  
なお、詳細な日時及び場所については、決定次第、別途連絡する。

①実施予定日

令和 8 年 7 月 1 日 (水)

②所要時間

説明 30 分、質疑応答 25 分程度とする。

③出席者

統括責任者を含む 5 名以内とすること。

(協力事業者等に属する者についても本業務の従事予定者については出席可とする。)

④説明資料

企画提案書以外の資料は使用不可とする。ただし、企画提案書の文章を補完するイメージ図等のパネル化及びプロジェクターの使用は可とする。なお、企画提案書と同様に提案者が特定できるような表現やファイル名を使用しないこと。

⑤準備機器

本町で準備する機器は、スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブル及びコンセント（電気延長ケーブル含む）のみとし、その他必要機器がある場合は、提案者が用意すること。

(2) 審査

審査は、第 3 章の事業者選定基準に基づいて審査する。

9. 企画提案書等審査結果の通知

(1) 技術提案書提出者の選定結果通知

提出された企画提案書等提出書類について審査を行い、最優秀提案者に選定された者には選定通知書を、選定されなかった者には、非選定通知書を令和 8 年 7 月 8 日（水）までに発送する。

(2) 非選定理由の説明

非選定通知書を受けた者は、令和 8 年 7 月 15 日（水）までに町に対し、書面を持参又は郵送にて提出し理由の説明を求めることができる。

町は説明を求められたときは、令和 8 年 7 月 28 日（火）までに説明を求めた者に対し、書面による回答を郵送にて発送する。

10. 審査結果の公表

最優秀提案者の選定後に事務局ホームページにおいて審査結果を公表する。

11. 契約の締結

最優秀提案者の本業務に関する技術提案を担保するため、提案内容を本業務仕様書に加筆又は修正をし、本業務仕様書を改定したうえで価格提案書に記載された金額で契約を締結する。

12. 辞退

資格審査書類の提出以降に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、事務局が指定する日までに辞退届（様式 9）を提出すること。

13. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が本実施要領及び本業務仕様書に示された条件に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 本審査委員会又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- (4) プレゼンテーションに遅れた場合
- (5) 第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- (6) 委託料上限額を超える価格を提案した場合
- (7) その他、本業務を履行できない又は本業務の趣旨に沿う提案ではないと判断した場合や、本実施要領等に違反する等、本審査委員会が不適格と認めた場合

#### 14. その他の留意事項

- (1) 提出書類の提出後における内容の変更は認めない。
- (2) 全ての提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類の作成に要した費用、旅費及びその他のこの提案に関して要した費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属するものとする。なお、提出書類の作成にあたり第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作権に関する責は、使用した提案者に全て帰属する。
- (5) 町は、今後の社会情勢及び、その他不可抗力等の理由により、本業務の変更又は中止をする場合において、参加者に対して一切の責任を負わない。

#### 15. 情報の公開

本プロポーザル実施に関する情報（参加に関する全ての提出書類を含む。）は、玉村町情報公開条例（平成13年条例第1号）の規定に基づき公開する。

### 第3章 事業者選定基準

#### 1. 審査方法

本業務を実施する事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とし、本町において審査委員会を設置し、審査を行う。

審査は、参加者から提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーションに基づき、表5に示す評価項目について表4の採点基準により評価し、得点化する。

#### 2. 採点方法

##### (1) 業務の内容に関する事項の評価

業務の内容に関する事項の評価点は、以下の算出式に基づき算出する。

なお、評価点は小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで算出する。

$$\text{※各評価項目評価点} = \text{各評価項目配点} \times \text{表4に示す配点に対する係数}$$

表4 採点基準

評価区分	評価	配点に対する係数
A	優秀である／高度な能力を有している	1.0
B	満足できる／十分な能力を有している	0.7
C	平均的である	0.5
D	物足りなさを感じる／能力が若干乏しい	0.2
E	満足できない／評価の対象外	0.0

##### (2) 提案価格の評価

提案価格の評価点は、以下の価格評価点算出式に基づき算出する。

なお、評価点は小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで算出する。

$$\text{※価格評価点} = 40 \text{ 点} \times \left( \text{最も低い提案価格} / \text{当該事業者の提案価格} \right)$$

#### 3. 最優秀提案者の選定

総合評価点は、2. 採点方法に記載した(1)と(2)の合計とし、総合評価点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。なお、総合評価点が最も高い者が2者以上いるときは、当該者のうち価格評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。

表 5 企画提案書等審査評価項目

評価項目		評価の視点	配点
業務の内容に関する事項	管路の老朽度評価	AI 技術等の新技術の活用を含めた劣化度予測手法について、具体的で実現可能な提案がなされ、本業務への対応能力が示されているか。 本町から提供されるデータが不十分な場合、他の事業者での類似調査結果やデータベース等を活用して補完する方法が具体的に提案されているか。実行計画が明確であるか。	65 点
	想定使用年数設定	管路の重要度に応じた異なる劣化度の許容基準を設定し、基幹管路及び重要給水施設管路においては平常時の事故なし、その他の配水支管においては許容できる事故件数の継続を前提とした、現実的で実現可能な想定使用年数を設定する方法が提案されているか。 法定耐用年数に依存することなく、本町の水道運用の実情に基づいた使用可能な管を最大限活用する業務方針に対応できるか。	40 点
	老朽化管路延長の見通し	複数の更新シナリオに基づいた 50 年以上の長期的な見通しを算出する手法が具体的に提案されているか。 発注者が容易に活用できるよう、再シミュレーション機能等の工夫があれば、事業者の創意工夫として評価する。	35 点
	重要度評価及び更新優先度評価	基幹管路と配水支管の役割の違いを踏まえ、管路の重要度と劣化度を適切に組み合わせ、管路の重要性に応じた優先度で更新すべき管路を抽出する方法が、本町の水道運用の実情を踏まえて提案されているか。 複雑なデータを視覚的にわかりやすく表現する工夫が示されているか。	45 点

更新需要見通し及び事業効果の算出	複数の更新事業パターンについて、50年以上の長期的な更新需要を算出し、異なるパターン間での比較分析ができる手法が提案されているか。 事業効果をわかりやすく示す指標や表現方法に、事業者の工夫が含まれているか。	40点
評価及び検討結果の取り纏め	報告書(本編・概要版)、管路評価結果(GIS形式等)、5年間の利用環境提供等の成果物が、複雑な分析結果をわかりやすく表現し、継続的に活用できるよう具体的に計画されているか。 劣化度評価の結果を踏まえた報告書・成果物の構成や表現方法に工夫が提案されているか。	35点
企業の独自提案	本業務の遂行にあたり、企業の積極的な努力により、既存の標準的な手法や仕様書の要件にとどまらず、本町の水道事業に実質的な価値を付加する独自の提案、創意工夫、新たな試みが示されているか。 これらが実現可能性、技術的信頼性ととも示されているか。	40点
プレゼンテーション	企画提案書の構成、表現、レイアウト、読みやすさが工夫されているか。 プレゼンテーションにおいて、本業務への理解度、提案説明の明確さ、実行能力、課題解決への取組姿勢、熱意と信頼性が示されているか。	10点
提案価格	価格評価点の算出式に基づき算定する。	40点
配点合計		350点

以上